各種加算等自己点検シート正誤表

102 訪問入浴介護費

(修正箇所:下線)

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	介護職員3人の訪問	身体の状況等に支障がない旨、 <u>主事の医師</u> の意見の確認	ローあり	確認の記録(規定はなし)
正	介護職員3人の訪問	身体の状況等に支障がない旨、 <u>主治の医師</u> の意見の確認	ローあり	確認の記録(規定はなし)

1	03	訪	問看	護費

10	3 訪問看護費				
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	緊急時訪問看護加算の届出		あり	
Œ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	緊急時訪問看護加算の届出		あり	屆出書
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制		あり	対応マニュアル等
Œ	緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制		あり	<u>届出書、</u> 対応マニュアル等
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施(ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)		はあり	サービス提供票
Œ	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施(<u>末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にある場合は1日。</u> ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)		 	サービス提供票
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	退院時共同指導加算	追加			
	退院時共同指導加算	保健師、看護師、理学療法士等 (准看護師を除く) による共 同指導の実施		 <u>あり</u> 	
	点検項目	点検事項		点検結果	
詚	退院時共同指導加算	退院又は退所後に訪問		あり	
	退院時共同指導加算	退院又は退所後に訪問 <u>看護を実施</u>	_	あり	
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	看護・介護職員連携強化加算	緊急時訪問看護加算の届出		あり	
正	看護・介護職員連携強化加算	緊急時訪問看護加算の届出		あり	<u>届出書</u>
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	サービス提供体制強化加算			<u> </u>	
	サービス提供体制強化加算	1 <u>従業者ごとの</u> 研修の計画策定、実施	_	該当	
10	06 通所介護費				
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	個別機能訓練加算 I	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置		配置	
Œ	個別機能訓練加算 I	サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置		配置	
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	個別機能訓練加算 I	機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成		· !実施 !	個別機能訓練計画書
Œ	個別機能訓練加算 I	機能訓練指導員その他の職種が共同して <u>利用者ごとに</u> 個別機 能訓練計画を作成		実施	個別機能訓練計画書
	点検項目	点検事項			
誤	個別機能訓練加算Ⅱ	サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置		記置	
	個別機能訓練加算Ⅱ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以 上配置		! ! !配置 !	
			_		
	点検項目	点検事項		点検結果	
誤	個別機能訓練加算Ⅱ	機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成		実施	個別機能訓練計画書
		機能訓練指導員その他の職種が共同して利用者ごとに個別機	1	1	

1

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	ロ <u>なし</u>	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画 (参考様式)
正	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	ロ <u>あり</u>	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理 <u>指導計画</u> (参考様式)
正	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)
10	07 通所リハビリラ		L.W.	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	大規模事業所(I)	前年度1月当たり平均延べ利用者数	□ 700人を超え900人以内	
正	大規模事業所(I)	前年度1月当たり平均延べ利用者数	□ 750人を超え900人以内	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	短期集中リハビリテーション実施加算	<u>短時間の通所リハビリテーション</u>	<u>ロ なし</u>	
正	短期集中リハビリテーション実施加算	削除		
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	□ <u>なし</u>	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)
正	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	ロ <u>あり</u>	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)
			,	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> <u>理指導計画</u> (参考様式)
		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)
正	口腔機能向上加算	<u>腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成</u>		<u> 肥品收入</u> (参与1米以)
)9 短期入所療養 介護老人保健施設	を介護費 における短期入所療養介護費		<u>加い品に収</u> (多って水工)
)9 短期入所療養 介護老人保健施設	· 全介護費	点検結果	<u>加い品と数</u> (多わす水丸)
)9 短期入所療養 介護老人保健施設	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 夜動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2 <u>名</u> 超えて配置		<u>加い品と数</u> (多って来工人)
10	09 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 変勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2 <u>名</u> 超え	点検結果	<u>加い自じ家</u> (多 つ 「米 工人)
10)9 短期入所療養 介護老人保健施設	を介護費 (における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2 <u>名</u> 超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1 <u>以上配置</u> 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて	点検結果 	<u>加い品と数</u> (多方で来入)
10	09 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2 <u>名</u> 超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1 <u>以上配置</u> を動を行う看護職員又は介護職員の数が	点検結果	<u>加い記載(多われれ)</u>
10	09 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算	における短期入所療養介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2 <u>名</u> 超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1 <u>以上配置</u> 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置	点検結果	<u>加い記載</u> (多方 f末 上)
10 誤 正	09 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 夜勤職員配置加算	(における短期入所療養介護費 点検事項 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 で動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置	点検結果	<u>加い記載(多われれ)</u>
10 誤 正 誤	クタ 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を動職員配置加算	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 夜動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 夜動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置	点検結果	<u>加い記載</u> (多方 f末入)
10 誤 正	クタ 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を動職員配置加算	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 を勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置	点検結果	<u>加い記載</u> (多方 f末入)
10 誤 正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 夜勤職員配置加算 直検項目 のでである。 「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 上検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置	点検結果	<u>加い記載</u> (多方 f末上()
10 誤 正 誤	09 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 「会動職員配置加算 「会動職」のでは、「会験項目 でもいだりテーション機能強化加算 リハビリテーション機	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 「点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置 「点検事項 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが	点検結果	<u>那品度</u> (多方(東北))
一 10 誤 正 誤正	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 「人間である。 「人間である。」 「人間である。 「人間である。」 「人間ではなる。」 「人間である。」 「人はなる。」 「人間ではなる。」 「人はなる。」 「人はなる。」 「人はなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなる。」 「しているなるなる。」 「しているなるなる。」 「しているなるなるなるなるなる。」 「しているなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるな	を介護費 における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置	点検結果	進品に収入しません
一 10 誤 正 誤正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を動職員配置加算 「「「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「 「「 「	における短期入所療養介護費 「はおける短期入所療養介護費 「「は本する短期入所療養介護費」 「「は本する短いでは、「は本するでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「ないない。」」 「は、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「はいいでは、「ないでは、「ないでは、「はいいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	点検結果 - 該当 - 該当 - 応検結果 - 配置 - 応検結果 - 応間	加出企業(多布 f来 LL)
一 10 誤 正 誤正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を動職員配置加算 「「「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「 「「 「	における短期入所療養介護費 「はおける短期入所療養介護費 「「は本する短期入所療養介護費」 「「は本する短いでは、「は本するでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「ないない。」」 「は、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「はいいでは、「ないでは、「ないでは、「はいいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	点検結果 - 該当 - 該当 - 応検結果 - 配置 - 応検結果 - 応間	加出企業(多布 f来 LL)
一 10 誤 正 誤正 誤正	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 を動職員配置加算 「「「「「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「 「「」 「「 「「 「「 「「 「	における短期入所療養介護費	点検結果 - 該当 - 該当 - 「配置 - 「配置 - 」 点検結果 - 」 点検結果 - 」 点検結果	進出版 (多方 f来 以)
一 10 誤 正 誤正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 を動職員配置加算 「一・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	における短期入所療養介護費 点検事項 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1をかりまた 点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置 高検事項 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。	点検結果 - 該当 - 該当 - 「配置 - 「配置 - 「点検結果 - 」。 「点検結果 - 」。 「」。 「あり	加出企業(多われた)
一 10 誤 正 誤正 誤正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 「以の力力を表現のでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000	における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 「点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置 「高検事項 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。 「高検事項 実績がない場合の届け出の提出 削除	点検結果 - 該当 - 試該当 - 「配置 「配置 「点検結果 」」。 「点検結果 「」」。 「あり 「」」。 「点検結果 「」」。 「点 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	加出社業 (多方 f末 上)
一 10 誤 正 誤正 誤正 誤正	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 高検項目 リハビリカ第一ション機 はカテーション機 を対対のが、対対のでは、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対域を対域の関係を対域の対域の関係を対域の対域の関係の対域の関係を対域の関係を対域の対域の対域の関係を対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対	における短期入所療養介護費 点検事項 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 高検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置 高検事項 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。	点検結果 - 該当 - 応報 - 応移	加出企業(多方 f末 上)
一 10 誤 正 誤正 誤正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 「以の力力を表現のでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000	における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 「点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置 「高検事項 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。 「高検事項 実績がない場合の届け出の提出 削除	点検結果 - 該当 - i該当 - ii該当 - iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	
一 10 誤 正 誤正 誤正 誤正 誤	9 短期入所療養 介護老人保健施設 点検項目 夜勤職員配置加算 を勤職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 を動職員配置加算 高検項目 リハビリカ第一ション機 はカテーション機 を対対のが、対対のでは、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対して、対域の関係を対域を対域の関係を対域の対域の関係を対域の対域の関係の対域の関係を対域の関係を対域の対域の対域の関係を対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対	における短期入所療養介護費 点検事項 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1以上配置 を動を行う看護職員又は介護職員の数が ①41床以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2超えて配置 ②40床以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1超えて配置 点検事項 PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置 PT・OT又はSTが入所者数を100で除して得た数以上配置 E宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。 居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。 点検事項 実績がない場合の届け出の提出 削除 病院における短期入所療養介護費 点検事項	点検結果 - 該当 - 応報 - 応移	

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが 居宅サービス計画されていない。	ローあり	
正	緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが 居宅サービス計画 <u>において計画</u> されていない。	ローあり	
	点検項目	点検事項	点検結果	
-10	緊急短期入所受入加算			
誤	緊急短期入所受入加算	<u>実績がない場合の届け出の提出</u>	<u>ロ iあり</u>	
Œ	系心应别人们文人加昇	削除		
	点検項目	点検事項	点検結果	
- 10		小規模型 所要時間 4 時間以上 6 時間未満 要介護 2	□ 該当	
誤	サービス提供体制強化加算Ⅱ			
正	ノ これた内門風間が	<u>定員、人員基準に適合</u>	口該当	
	歯兼存はたちせる	診療所における短期入所療養介護費		
			上松仕田	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが 居宅サービス計画されていない。	ロ あり	
_	緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが		
正	311007=7777 T777 T877	居宅サービス計画 <u>において計画</u> されていない。	ロ aり	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	緊急短期入所受入加算	<u>実績がない場合の届け出の提出</u>	<u>ロ あり</u>	
正	緊急短期入所受入加算	削除		
	老人性認知症疾患	療養病棟を有する病院における短期入所療物	菱介護費	
	点検項目	点検事項	点検結果	
記	緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが	ロ あり	
750	示心应例ババスバルチ	居宅サービス計画されていない。	1 100 7	
正	緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが 居宅サービス計画 <u>において計画</u> されていない。	ローあり	
		店七り一し入計画にあいて計画されていない。		
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	緊急短期入所受入加算	実績がない場合の届け出の提出	ローあり	
正	緊急短期入所受入加算	削除		
30	71 12 12 12 12 12		上 	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	点検項目 初期加算	<u>点検事項</u> 30日 <u>以上</u> の入院後の入所	□ ¦あり	
誤	点検項目	点検事項		
誤	点検項目 初期加算 初期加算	<u>点検事項</u> 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所	□ ¦あり □ ¦あり	
誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前時間和影響助加	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所 点検事項 点検事項	□ ¦あり □ ¦あり 点検結果	
誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前時間和影響助加	<u>点検事項</u> 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所	□ ¦あり □ ¦あり 点検結果	
誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所 <u> </u> 点検事項 入所期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む)	□ あり □ あり 点検結果	
誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加 算	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所 点検事項 点検事項	□ ¦あり □ ¦あり 点検結果	
誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所 応検事項 入所期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入所期間が <u>1月超</u> (見込みを含む)	□ 'あり □ 'あり 点検結果 □ '満たす □ '満たす	
誤正誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所	□ あり □ あり □ あり 点検結果 □ 満たす □ 満たす	
誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日 <u>超</u> の入院後の入所 応検事項 入所期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入所期間が <u>1月超</u> (見込みを含む)	□ 'あり □ 'あり 点検結果 □ '満たす □ '満たす	
誤正誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相	□ あり □ あり □ あり 点検結果 □ 満たす □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算	点検事項 30日 <u>以上</u> の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 - 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) - 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	□ あり □ あり □ あり 点検結果 □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所	□ a b l l l l l l l l l l l l l l l l l l	
誤正 誤 正 誤 正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 以所前訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施	□ あり □ あり □ あり 点検結果 □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 点検結果 □ 点検結果	
誤正誤正誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 以所前訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算 以所後訪問相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施	□ a b l l l l l l l l l l l l l l l l l l	
誤正誤正誤正誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 息所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす	
誤正 誤 正 誤 正 誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月超	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 点検結果 □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 息所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 満たす	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月超	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 点検結果 □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 満たす	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 息所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 点検結果 □ 満たす	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤正 誤	点検項目 初期加算 初期加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上	□ あり □ あり □ あり □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤正 誤	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所前連携加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月担 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上 入所期間が1月以上	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果	
誤正 誤 正 誤 正 誤正 誤正 誤	点検項目 初期加算 初期加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月超(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超	□ あり □ あり □ あり □ あり □ 点検結果 □ 満たす	
誤正 誤 正 誤正 誤正 誤正	点検項目 初期加算 初期加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所前訪問相談援助加算 点検項目 退所後訪問相談援助加算 直検項目 退所後訪問相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所時相談援助加算 点検項目 退所前連携加算 は検項目 退所前連携加算 は検項目 とは、対象のでは、対	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上	□ あり □ あり □ あり □ あり □ あり □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 点検結果 □ 点検結果 □ 点検結果	
誤正 誤 正 誤正 誤正 誤正	点検項目 初期加算 初期加算	点検事項 30日以上の入院後の入所 30日超の入院後の入所 30日超の入院後の入所 点検事項 入所期間が1月超(見込みを含む) 入所期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し相談援助を実施 点検事項 入所期間が1月以上 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超 点検事項 入所期間が1月超	□ あり □ あり □ あり □ あり □ あり □ 点検結果 □ 満たす	

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	経口維持加算(Ⅱ)	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ <u>2週間</u> 毎に実施	
正	経口維持加算(Ⅱ)	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ 1月毎に実施	
	E 14 - T - D	LIA + -7	LW##	
誤	点検項目 認知症行動・心理症状 緊急対応加算	点検事項 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>憎悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している	点検結果 - □ ¦該当	
Œ		個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している	□ '該当	
30	02 介護保健施設	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	夜勤職員配置加算	入所者数等の数が41人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が2名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数を <u>ます</u> ごとに1以上配置入所者数等の数が40人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が1名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数を <u>ます</u> ごとに1以上配置	 	
Œ	夜勤職員配置加算	利用者等の数が41人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が2名を超えて配置、かつ利用者等の数が20 又はその端数を <u>増す</u> ごとに1以上配置 利用者等の数が40人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1名を超えて配置、かつ利用者等の数が20 又はその端数を <u>増す</u> ごとに1以上配置		
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	認知症短期集中リハビ リテーション実施加算	過去3月以内に当該 <u>施設に入所していない</u>	ロしていない	
正	認知症短期集中リハビ リテーション実施加算	過去3月以内に当該 <u>リハビリテーション加算を算定していな</u> <u>い</u>	していない	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	ターミナルケア加算	本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮	□□該当	
_	ターミナルケア加算	し個室に移行した場合 <u>従来型個室</u> の算定をする 本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
		し個室に移行した場合 <u>多床室</u> の算定をする	!	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退所前訪問指導加算	入所期間が <u>1月以上</u> の者が居宅で療養を継続する場合	□満たす	
正	退所前訪問指導加算	入所期間が <u>1月超(見込み)</u> の者が居宅で療養を継続する場合	口満たす	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退所時指導加算	入所期間が <u>1月以上</u> の者が居宅で療養を継続する場合、退所 時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施	□ ¦満たす	
正	退所時指導加算	入所期間が <u>1月超</u> の者が居宅で療養を継続する場合、退所時 に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施	□ 満たす	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退所時指導加算	入所期間が1月以上の者が居宅に試行的に退所する場合、退 所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施	 □ ¦満たす	
正	退所時指導加算	(3月間限り) 入所期間が <u>1月超</u> の者が居宅に試行的に退所する場合、退所 時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施(3	 □ ¦満たす	
		月間 <u>に</u> 限り)	!	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退所時情報提供加算	入所期間が <u>1月以上</u>	□ 満たす	
正	退所時情報提供加算	入所期間が <u>1月超</u>	□ 満たす	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退所時情報提供加算	本人の同意を得て <u>主事の医師</u> に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	□実施	診療状況を示す文書(様式あり)
Œ	退所時情報提供加算	本人の同意を得て <u>主治の医師</u> に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	- □ <u>'</u> 実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	上松石口	上於市伍	占拴红田	
誤	点検項目 退所前連携加算	点検事項 入所期間が1月以上(見込みを含む)	点検結果□ 満たす	
	退所前連携加算	入所期間が <u>1月超</u> 入所期間が <u>1月超</u>	□ i両たす □ i満たす	
	~	* ************************************	/	l .

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	栄養マネジメント加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を得る	ロ <u>'あり</u>	
正	栄養マネジメント加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算</u> 定	□ <u>満たす</u>	
	点検項目	点検事項	点検結果	
記	経口維持加算Ⅰ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	□ <u>2週間</u> 毎に実施	
	経口維持加算 I	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	□ 1月毎に実施	
ж.	作 日 作 1 寸 / Li 开 I	100日を超んて昇足する場合の足別的な区部の日本	口 <u> 1 万</u> 毋10 天池	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	□ 2週間毎に実施	
	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	□ <u>1月</u> 毎に実施	
_				
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	口腔機能維持管理加算	口腔機能維持管理体制加算 <u>が算定されていない</u>	□ 算定されていない	
正	口腔機能維持管理加算	口腔機能維持管理体制加算 <u>を算定</u>	ロ <u>あり</u>	
	- W-TD	LW#-T	L-W-/	
	点検項目 大字復唱末採機能加第	点検事項	点検結果	
誤	在宅復帰支援機能加算 (介護保健施設サービス費 (エ) 若しくは(皿) 又はユニット型介護保健施設サービス 費(エ) 若しくは(Ⅲ))	算定日の属する月の前 6 月間の退所者 <u>(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)</u> 終数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間 1 月超)の割合が 3 割超	」 :該当	
Œ	在宅復帰支援機能加算 (介護保健施設サービス費 (Ⅱ) 若しくは(Ⅲ) 又はユニット型介護保健施設サービス 費(Ⅱ) 若しくは(Ⅲ))	算定日の属する月の前6月間の退所者総数のうち在宅で介護 を受けることとなった者(入所期間1月超)の割合が3割超	□ <mark> </mark> 該当	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	緊急時治療管理	3日を限度に算定	□ 3日以内	
跃正	緊急時治療管理	<u>連続する</u> 3日を限度に算定	□3日以内	
ж.	来心时 加派 日生	<u>注机する</u> り口で似及に弁定		
	点検項目	点検事項	点検結果	
	特定治療	診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号)	I I	
誤		別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律 <u>第64条</u> 第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	」 あり	
	特定治療	 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)		
Œ		別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律 <u>第57条</u> 第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	あり	
	点検項目	点検事項	点検結果	
詚	認知症情報提供加算	入所者の診療状況を示す <u>文章</u> を添えて紹介	ロ ¦あり	
正	認知症情報提供加算	入所者の診療状況を示す <u>文書</u> を添えて紹介	ロ'あり	
	03 介護療養施設		,	
	療養病床を有する	病院における介護療養施設サービス		
	点検項目	点検事項	点検結果	
	夜勤減算	看護又は介護職員の1人当たり <u>平均</u> 夜勤時間64時間以下	□ 満たさない	
正	夜勤減算	看護又は介護職員の1人当たり <u>月平均</u> 夜勤時間64時間以下	□ 満たさない	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院前訪問指導加算		□ 満たす	
設正	退院前訪問指導加算	入院期間が <u>1月超(</u> 見込みを含む)	□ ¦満たす	
Щ	区机制机间扣等加弃	八院朔同か、 月起 (元匹のと古七)	口 1/四/~ 9	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院後訪問指導加算	退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	□ 満たす	
正	退院後訪問指導加算	退院後30日以内に <u>居宅を訪問し、</u> 入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	「 □ !満たす	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院時指導加算	入院期間が <u>1月以上</u>	□満たす	
	退院時指導加算	入院期間が <u>1月超</u>	□ 満たす	
				<u> </u>
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院時情報提供加算	入院期間が <u>1月以上</u>	口満たす	
正	退院時情報提供加質	入院期間が1日記	口 満たす	

	点筷項目	点	点検結果	
誤	退院時情報提供加算	本人の同意を得て <u>主事の医師</u> に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	□ '実施	診療状況を示す文書(様式あり)
正	退院時情報提供加算	本人の同意を得て <u>主治の医師</u> に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	□ 実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤			·	
	退院前連携加算		□ 満たす □ 満たす	
ᄠ	迟阮 刖	入院期間が <u>1月超</u>	山 両に9	
	点検項目	点検事項	点検結果	
=:0		180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の	□ 2週間毎に実施	
誤	経口維持加算I	指示	□ I <u>Z 迥间</u> 毋I~美肔	
正	経口維持加算Ⅰ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ <u>1月</u> 毎に実施	
	点検項目	点検事項	点検結果	
		180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の	'	
誤	経口維持加算Ⅱ	指示	□ <u>2週間</u> 毎に実施	
正	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ 1月毎に実施	
	上松花口	上於末石	上於红田	
	点検項目 口腔機能維持管理加算	点検事項	点検結果	
誤	口 庄 饭 化性 讨 旨 生 加 弃	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、 <u>口腔機能維持加算</u> を 算定している施設の利用者に対して口腔ケアを実施している	口 月4回以上	
正	口腔機能維持管理加算	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、 <u>口腔機能維持管理体制加算</u> を算定している施設の利用者に対して口腔ケアを実施 している	口 月4回以上	
	療養病床を有する	診療所における介護療養施設サービス		
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	初期加算	30日以上の入院後の入院		
	初期加算	削除		
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院前訪問指導加算	<u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む)	□満たす	
			•	
誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算	入院期間が 1月以上 (見込みを含む) 入院期間が 1月超 (見込みを含む)	□ 満たす	
誤正	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目	入院期間が1月以上(見込みを含む) 入院期間が1月超(見込みを含む) 点検事項	□ 満たす □ 満たす 点検結果	
誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	□ 満たす □ 満たす □ 満たす	
誤正	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目	入院期間が1月以上(見込みを含む) 入院期間が1月超(見込みを含む) 点検事項	□ 満たす □ 満たす 点検結果	
誤正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に <u>居宅を訪問し、</u> 入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	□ 満たす □ 満たす 点検結果 □ 満たす	
誤正 誤 正	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に <u>居宅を訪問し、</u> 入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	□ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 <u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月以上</u>	□ 満たす □ 満たす 点検結果 □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に <u>居宅を訪問し、</u> 入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	□ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 <u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月以上</u>	□ 満たす □ 満たす 点検結果 □ 満たす □ 満たす	
誤正誤正誤正誤正	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院時指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u> </u>	□満たす □満たす □満たす □満たす □満たす □満たす □満たす □満たす	
一 誤正 誤正 誤正 誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 <u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月以上</u> 入院期間が <u>1月超</u>	□ 満たす	
一 誤正 誤正 誤正 誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 <u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月以上</u> 入院期間が <u>1月超</u> <u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月</u>	□ 満たす	
一 誤正 誤正 誤正 誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む) 入院期間が <u>1月超</u> (見込みを含む) <u>点検事項</u> 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 <u>点検事項</u> 入院期間が <u>1月以上</u> 入院期間が <u>1月以上</u> 入院期間が <u>1月以上</u> 入院期間が <u>1月以上</u>	□ 満たす	
一 誤正 誤正 誤正 誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む) 入院期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 点検事項 入院期間が1月以上 入院期間が1月超 点検事項 入院期間が1月超 点検事項 本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	□ 満たす	診療状況を示す文書 (様式あり)
誤正 誤正 誤正 誤正 誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む) 入院期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 点検事項 入院期間が1月以上 入院期間が1月超 点検事項 入院期間が1月超 点検事項 入院期間が1月超 点検事項 本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を	□ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす	
誤正 誤正 誤正 誤正 誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む)	□ 満たす	(様式あり) 診療状況を示す文書
誤正 誤正 誤正 誤正 誤 正	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 点検項目 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む) 入院期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 点検事項 入院期間が1月以上 入院期間が1月起 点検事項 入院期間が1月超 点検事項 本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う 本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	□ 満たす □ 点検結果 □ 二次 □ 点検結果 □ 二次 □ 二字施 □ 二字施 □ 二字施	(様式あり) 診療状況を示す文書
誤正 誤正 誤正 誤正 誤 正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む)	□ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 点検結果 □ 点検結果	(様式あり) 診療状況を示す文書
誤正 誤正 誤正 誤正 誤 正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 点検項目 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む) 入院期間が1月超(見込みを含む) 点検事項 退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 退院後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 点検事項 入院期間が1月以上 入院期間が1月起 点検事項 入院期間が1月超 点検事項 本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う 本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	□ 満たす □ 点検結果 □ 二次 □ 点検結果 □ 二次 □ 二字施 □ 二字施 □ 二字施	(様式あり) 診療状況を示す文書
誤正 誤正 誤正 誤正 誤 正誤	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 点検項目 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む)	□ 満たす □ 満たす □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 満たす □ 点検結果 □ 点検結果 □ 点検結果	(様式あり) 診療状況を示す文書
誤正 誤正 誤正 誤正 誤正	退院前訪問指導加算 退院前訪問指導加算 点検項目 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 退院後訪問指導加算 点検項目 退院時指導加算 退院時指導加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算 退院時情報提供加算	入院期間が1月以上(見込みを含む)	□ 満たす	(様式あり) 診療状況を示す文書

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ <u>2週間</u> 毎に実施	
正	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	 □ <u> 1月</u> 毎に実施	
			- LAME	
誤	点検項目 口腔機能維持管理加算	点検事項 歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、 <u>口腔機能維持加算</u> を 算定している施設の利用者に対して口腔ケアを実施している	点検結果	
Œ	口腔機能維持管理加算	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、 <u>口腔機能維持管理体 制加算</u> を算定している施設の利用者に対して口腔ケアを実施 している	口 月 4 回以上	
	老人性認知症疾患	療養病棟を有する病院における介護療養施	设サービス	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	初期加算	入院した豊から起算して30日以内		
	初期加算	入院した <u>日</u> から起算して30日以内		
_			<u>'</u>	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	初期加算	30日以上の入院後の入院	□ あり	
	初期加算	削除		
_	1377370-31	para.		
	点検項目	点検事項	点検結果	
記	退院前訪問指導加算	入院期間が <u>1月以上</u> (見込みを含む)	□ 満たす	
	退院前訪問指導加算	入院期間が1月超(見込みを含む)	□ i満たす	
ᄠ	巡 院刑	八阮州间が 1月担 (見込みを含む)	□□両に9	
	点検項目	点検事項	点検結果	
=@	退院後訪問指導加算	退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	•	
誤	坚阮该 初问招导加昇		│ □ 満たす	
正	退院後訪問指導加算	退院後30日以内に <u>居宅を訪問し、</u> 入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	□満たす	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院時指導加算	入院期間が <u>1月以上</u>	□ <u>'</u> 満たす	
	退院時指導加算	入院期間が <u>1月超</u>	□ 満たす	
Щ	区风时旧等加并	八阮州间 ^{71.} 1万世	山 /叫 / 2 9	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院時情報提供加算	入院期間が <u>1月以上</u>	□ <u> </u> 満たす	
H/ 1	退院時情報提供加算	入院期間が <u>1月超</u>	□ 満たす	
Щ	区风时用和证点加升	八阮州间 ^{71.} 1万世	山 /叫 / 2 9	
	点検項目	点検事項	点検結果	
		本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を	/////////////////////////////////////	
	退院時情報提供加算	添えて紹介を行う 本人の同意を得て <u>主治の医師</u> に対し、診療状況を示す文書を	□	診療状況を示す文書(様式あり)
正	退院時情報提供加算	添えて紹介を行う	│ □ 実施 	診療状況を示す文書(様式あり)
	点検項目	点検事項	点検結果	
詚	退院前連携加算	入院期間が <u>1月以上</u>	 □ '満たす	
	退院前連携加算	<u> </u>	□ 満たす	
	Zinin Zina A	TOPENHAM 77AG	L 1/10/12 /	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	経口維持加算I	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ 2週間毎に実施	
正	経口維持加算I	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ <u>1月</u> 毎に実施	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ 2週間毎に実施	
正	経口維持加算Ⅱ	180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の 指示	□ <u>1月</u> 毎に実施	
	上松士口	上松丰·王	上松/+田	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	口腔機能維持管理加算	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、 <u>口腔機能維持加算</u> を 算定している施設の利用者に対して口腔ケアを実施している	口 月4回以上	
Œ	口腔機能維持管理加算	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、 <u>口腔機能維持管理体制加算</u> を算定している施設の利用者に対して口腔ケアを実施している	口 月4回以上	
		U C V W	l e	<u>l</u>

402 介護予防訪問入浴介護費

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	介護職員2人の訪問	身体の状況等に支障がない旨、 <u>主事の医師</u> の意見の確認	□ あり	
正	介護職員2人の訪問	身体の状況等に支障がない旨、 <u>主治の医師</u> の意見の確認	□ あり	

403 介護予防訪問看護費

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応 <u>できる</u> し、緊急時の訪問を必要 に応じ行うことができる体制	ローあり	対応マニュアル等
正		看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制	ローあり	<u>届出書、</u> 対応マニュアル等
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院時共同指導加算	追加		
正	退院時共同指導加算	保健師、看護師、理学療法士等(准看護師を除く)による共同指導の実施	<u>ロ あり</u>	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	退院時共同指導加算	退院又は退所後に訪問	□ あり	
正	退院時共同指導加算	退院又は退所後に訪問 <u>看護を指導</u>	□ あり	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	サービス提供体制強化加算	1 研修の計画策定、実施	口 該当	
正	サービス提供体制強化加算	1 <u>従業者ごとの</u> 研修の計画策定、実施	□ 該当	

403 介護予防訪問リハビリテーション費

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	短期集中リハビリテーション実施加算	実施日	□ 概ね週に2回以上	
正	短期集中リハビリテーション実施加算	実施日	□ 概ね週に2回以上	<u>サービス提供票</u>

406 介護予防通所介護費

	点検項目	点検事項	点検結果	
誤		言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)
正		言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)
正		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員によるロ 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)

407 介護予防通所リハビリテーション費

10. 开版] 例					
	点検項目	点検事項	点検結果		
誤	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> <u>理指導計画</u> (参考様式)	
正	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)	
	点検項目	点検事項	点検結果		
誤		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理 <u>指導計画</u> (参考様式)	
正		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)	

409 介護予防短期入所療養介護費

介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

	『隠老人怵惺肔説における『隠下的母期人所獄養』『護賞			
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1かつ2 名超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に <u>1以上配</u> 置	口口電置	
Œ	夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1かつ2 超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に <u>1かつ1</u> 超えて配置	□□配置	
ĺ	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	リハビリテーション機能強化加算	PT・OTが入所者数を100で除して得た数以上配置		
正	リハビリテーション機能強化加算	PT・OT <u>又はST</u> が入所者数を100で除して得た数以上配置	口配置	
	点検項目	点検事項	点検結果	
誤	リハビリテーション機能強化加算	多職種協働で個別リハビリ計画を作成し、リハビリを実施する体制	ローあり	<u>個別リハビリ計画</u>
正	リハビリテーション機能強化加算	多職種協働で個別リハビリ計画を作成し、リハビリを実施す る体制	ロ ¦あり	リハビリ計画書
		点検事項	点検結果	
	政会计为床签理	3日を限度に算定	□ <u>3日以内</u>	
誤	緊急時治療管理	同一の利用者について月に1回まで算定	口 1回以下	
正	緊急時治療管理	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度とし算 定	□ 1回以下で3日以内	
療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費				
= @	点検項目 夜勤減算	点検事項 看護又は介護職員の1人当たり <u>平均</u> 夜勤時間64時間以下	点検結果 □ 満たさない	
	夜勤減算		□満たさない	
	点検項目	点検事項	点検結果	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2	□ ¦該当	
誤正	サービス提供体制強化加算Ⅱ			
正	サービス提供体制強化加算Ⅱ	小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2 定員、人員基準に適合	□ ¦該当	
正	サービス提供体制強化加算 II サービス提供体制強化加算 II	小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2 定員、人員基準に適合	□ ¦該当	
正 50	サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ)1 介護予防支援	小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2 定員、人員基準に適合	口 ¦該当	
正 50	サービス提供体制強化加算 II サービス提供体制強化加算 II)1 介護予防支援 点検項目 小規模多機能型居宅介	<u>小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2</u> <u>定員、人員基準に適合</u> 費 <u>点検事項</u> 利用者が小規模多機能居宅介護の利用を開始する際に、小規模多機能居宅介護に必要な介護予防サービスの利用状況等情	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
正 50 誤 正	サービス提供体制強化加算 II サービス提供体制強化加算 II ウービス提供体制強化加算 II の1 介護予防支援 点検項目 小規模多機能型居宅介 護事業所連携加算 <u>介護予防</u> 小規模多機能 型居宅介護事業所連携 加算	<u>小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2</u> <u>定員、人員基準に適合</u> <u>高検事項</u> 利用者が小規模多機能居宅介護の利用を開始する際に、小規模多機能居宅介護に必要な介護予防サービスの利用状況等情報提供し、当該事業所の <u>居宅</u> サービス計画の作成に協力 利用者が <u>介護予防</u> 小規模多機能居宅介護に必要な介護予防サービスの利用状況等情報提供し、当該事業所の <u>介護予防</u> ・リービスの利用な別等情報提供し、当該事業所の <u>介護予防</u> サービスの利用状況等情報提供し、当該事業所の <u>介護予防</u> サービスの利用状況等情報提供し、当該事業所の <u>介護予防</u> サービス	点検結果	
正 50 誤 正	サービス提供体制強化加算 II サービス提供体制強化加算 II ウービス提供体制強化加算 II の1 介護予防支援 点検項目 小規模多機能型居宅介 護事業所連携加算 <u>介護予防</u> 小規模多機能 型居宅介護事業所連携 加算	小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2	点検結果	
正 500	サービス提供体制強化加算 II サービス提供体制強化加算 II)1 介護予防支援 点検項目 小規模多機能型居宅介 護事業所連携加算 <u>企護予防</u> 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 11 定期巡回・随田	小規模型 所要時間4時間以上6時間未満 要介護2	点検結果	

603 認知症対応型通所介護費

٠.	003 認知证列心空通所介護貧					
	点検項目	点検事項	点検結果			
誤	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)		
正	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)		
	点検項目	点検事項	点検結果			
誤	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	□ ¦あり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)		
正	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	ローあり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施記録(参考様式)		
60	07 地域密着型介	、護福祉施設サービス				
	点検項目	点検事項	点検結果			
	初期加算	30日 <u>以上</u> の入院後の入所	□ あり			
正	初期加算	30日 <u>超</u> の入院後の入所	□!あり			
	上松石口	上松市石	上於仕田			
=:0	点検項目	点検事項	点検結果			
誤		入所期間が1月以上(見込みを含む)	□ 満たす			
正	退所前訪問相談援助加算	入所期間が <u>1月超</u> (見込みを含む)	□□満たす			
	点検項目	点検事項	点検結果			
誤		退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	□ 満たす			
正		削除	_ <u>, /</u>	l		
т.	~ /// 的加州可用以及则州并	litter.				
	点検項目	点検事項	点検結果			
誤	退所時相談援助加算	入所期間が <u>1月以上</u>	 □ '満たす			
Œ	退所時相談援助加算	入所期間が <u>1月超</u>	□ 満たす			
	点検項目	点検事項	点検結果			
誤		入所期間が <u>1月以上</u>	□□満たす			
正	退所前連携加算	入所期間が <u>1月超</u>	□ 満たす			
	上松石口	上於古石	占拴结田			
- 10	点検項目	点検事項	点検結果			
誤	点検項目 栄養マネジメント加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u>	<u> </u>			
誤正						
	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算</u> 定	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u>			
正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算</u> 定 点検事項	<u> </u>			
正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算</u> 定	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u>			
正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> 点検結果			
正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> 点検結果 □ 2週間毎に実施			
正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> 点検結果 □ 2週間毎に実施			
正誤正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u>	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> <u>高検結果</u> □ <u>2週間</u> 毎に実施 □ <u>1月</u> 毎に実施			
正誤正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> 点検事項 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 点検事項 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> <u> 点検結果</u> □ <u>2 週間</u> 毎に実施 □ <u>11月</u> 毎に実施			
正誤正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u> 点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 11月毎に実施 □ 11月毎に実施 □ 11月毎に実施			
正誤正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u> 点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> <u> 点検結果</u> □ <u>2 週間</u> 毎に実施			
正誤正誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u> 点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 11月毎に実施 □ 11月毎に実施 □ 11月毎に実施			
正誤正誤正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II)	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算</u> 虚	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> <u> 点検結果</u> □ <u>2週間</u> 毎に実施 □ <u>1月</u> 毎に実施 □ <u>1月</u> 毎に実施 □ <u>1月</u> 毎に実施 □ <u>1月</u> 毎に実施			
正誤正誤正誤正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 (180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 「点検事項 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している	□ あり □ 満たす 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 1月毎に実施 □ 1月毎にま施			
正 誤正 誤正 誤正 6	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の	□ <u>あり</u> □ <u>満たす</u> <u> 点検結果</u> □ 2週間毎に実施 □ 1月毎に実施			
正誤正誤正誤正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 (180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 「点検事項 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している	□ あり □ 満たす 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 1月毎に実施 □ 1月毎にま施			
正 誤正 誤正 誤正 6	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の	□ あり □ 満たす 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 1月毎に実施 □ 1月毎にま施			
正 誤正 誤正 誤正 6 誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 原検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 (本検事項	□ あり □ 満たす 点検結果 □ 2週間毎に実施 点検結果 □ 1月毎に実施 点検結果 □ 1月毎に実施 点検結果 □ 1ま毎に実施 点検結果 □ 1ま毎にま施 点検結果 □ 1ま毎にま施			
正 誤正 誤正 誤正 6 誤正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の力に表現を超れている。 <u>点検事項</u> 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している ス費 <u>点検事項</u> 追加 保健師、看護師、理学療法士等(准看護師を除く)による共同指導の実施	□ あり □ 満たす 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 1月毎に実施 □ 1月毎にまた □ 1月毎			
正 誤正 誤正 誤正 6 誤正 誤	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 退院時共同指導加算 。 点検項目 退院時共同指導加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の力に表現を超点した者の療養にふさわしい設備を整備している <u>点検事項</u> 追加 <u>保健師、看護師、理学療法士等(准看護師を除く)による共同指導の実施</u> <u>点検事項</u> 退院又は退所後に <u>看護サービス利用者の居宅を訪問</u>	□ あり □ 満たす			
正 誤正 誤正 誤正 6 誤正	栄養マネジメント加算 栄養マネジメント加算 点検項目 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 経口維持加算(II) 点検項目 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得る</u> 入所者又は家族等に計画を説明し、同意を <u>得られた日から算定</u> <u>点検事項</u> 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の指示 180日を超えて算定する場合の定期的な医師とは歯科医師の力に表現を超れている。 <u>点検事項</u> 個室等、認知症の行動・心理症状の <u>増悪</u> した者の療養にふさわしい設備を整備している ス費 <u>点検事項</u> 追加 保健師、看護師、理学療法士等(准看護師を除く)による共同指導の実施	□ あり □ 満たす 点検結果 □ 2週間毎に実施 □ 1月毎に実施 □ 1月毎にまた □ 1月毎			

	点検項目	点検事項		点検結果		
誤	緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制		あり	対応マニュアル等	
正	緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制		あり	<u>届出書、</u> 対応マニュアル等	
	点検項目	点検事項				
誤	特別管理加算(I)	計画的な管理の実施		あり	複合型サービス計画、複合型 サービス記録書等	
正	特別管理加算(I)	<u>看護職員による</u> 計画的な管理の実施		あり	複合型サービス計画、複合型 サービス記録書等	
点検項目						
	点検項目 特別管理加算(Ⅱ)	計画的な管理の実施				
誤				あり	複合型サービス計画、複合型サービス記録書等	
正	特別管理加算(Ⅱ)	<u>看護職員による</u> 計画的な管理の実施		あり	複合型サービス計画、複合型 サービス記録書等	
	上松石口	上松市石				
	点検項目	点検事項 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実		- 尽快和米		
誤	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のダーミアルゲアの美施(ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)		! !あり !	サービス提供票	
正	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施(<u>末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にある場合は1日。</u> ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)		 ่ ่ ่ .	サービス提供票	
	点検項目	点検事項				
誤	サービス提供体制強化加算(I)	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のう		該当		
	サービス提供体制強化加算(I)	ち、介護福祉士の占める割合が4割以上である 従業者(保健師、看護師又は、准看護師であるものを除く)		該当		
70	で 「「「「」」」 総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上である □ 「「」」 「」					
, (- IA 4+ III		
	点検項目	点検事項		点検結果		
誤	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成		あり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)	
正	口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成		あり	口腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施 <u>記録</u> (参考様式)	
	上松石口	上岭市石		占拴盆田		
	点検項目	点検事項		点検結果		
誤	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		あり	ロ腔機能改善管理指導計画・ <u>管</u> 理指導計画(参考様式)	
正	口腔機能向上加算	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		 あり 	ロ腔機能改善管理指導計画・ <u>実</u> 施 <u>記録</u> (参考様式)	
介	介護職員処遇改善加算があるサービス共通					
•	点検項目	点検事項		点検結果		
誤	介護職員処遇改善加算I	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書	
正	介護職員処遇改善加算I	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		- あり	研修計画書	
	点検項目	点検事項		点検結果		
誤	介護職員処遇改善加算Ⅱ	7 (二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の <u>機会確保し</u> 、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書	
正	介護職員処遇改善加算Ⅱ	7 (二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の <u>機会を確保し</u> 、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	_	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	